

松原市青色防犯パトロール車両購入及び維持管理事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもその他の市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、青色回転灯を装備した車両（以下「青色防犯パトロール車両」という。）を購入し、本市の区域内において自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）を実施する団体に対し、松原市青色防犯パトロール車両購入補助金（以下「車両購入補助金」という。）及び松原市青色防犯パトロール車両維持管理補助金（以下「維持管理補助金」という。）（以下これらを「補助金」という。）を交付することについて、松原市補助金等交付規則（昭和50年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす団体のうち、市長が適当と認めるものとする。

- (1) おおむね地域住民で構成されており、大阪府警察本部から「自主防犯パトロールを適正に行うことができる団体であることの証明（以下「青色防犯パトロール適格団体証明」という。）」を受けている、又は受ける予定である団体であること。
- (2) 活動の拠点を松原市内に置いている団体であること。
- (3) 営利活動、宗教的活動又は政治的活動を目的として活動する団体でないこと。

(補助対象経費)

第3条 車両購入補助金の交付の対象となる経費（以下「車両購入補助対象経費」という。）は、青色防犯パトロールを実施するために必要な車両の購入経費とする。

2 維持管理補助金の交付の対象となる経費（以下「維持管理補助対象経費」という。）は、青色防犯パトロールを実施するために直接必要な経費であって、別表に定めるものとする。

(車両購入補助金の交付要件)

第4条 車両購入補助金の交付対象となる青色防犯パトロール車両の仕様は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 新車で白色の軽自動車であること。
- (2) 白黒パトカー仕様の塗装をすること。

(3) 青色回転灯、音響設備及び自動ブレーキシステムを装備すること。

(車両購入補助金の額)

第5条 車両購入補助金の額は、上限を1,600,000円とし、青色防犯パトロール車両の購入経費が当該上限額を下回る場合は、実際の購入に要した額とする。

2 国、府又は公益事業を行う団体から、当該車両の購入について補助金等の交付を受け、又は受けることができる場合は、車両購入補助対象経費から当該補助金の額の合計を控除した額を補助対象とする。

3 車両購入補助金の交付は、1団体が保有することとなる車両1台分とし、当該交付日から起算して10年間は再度の補助金の交付を行わない。

(維持管理補助金の額)

第6条 維持管理補助金の額は、実際の活動に要した額とし、別表に定める経費区分ごとに、同表に定める上限額(以下「経費区分上限」という。)を適用する。ただし、装備品費、車両整備費及び保険料並びに駐車場賃貸料(以下「装備品費等」という。)のいずれかに上限額に達していないものがあり、かつ、装備品費等(上限未満経費を除く。)のいずれかにつき上限額を超えているものがある場合であって、市長がやむを得ないと認める場合は、経費区分上限を適用せず、装備品費等の全ての合計の上限額を330,000円とする。

2 国、府又は公益事業を行う団体から、当該活動について補助金等の交付を受け、又は受けることができる場合は、維持管理補助対象経費から当該補助金の額の合計を控除した額を補助対象とする。

(車両購入補助金の交付申請)

第7条 車両購入補助金の交付を受けようとする補助対象団体(以下「車両購入補助申請団体」という。)は、松原市青色防犯パトロール車両購入補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請団体の役員名簿

(2) 青色防犯パトロール適格団体証明に係る証明書の写し又は当該証明を申請する旨を誓約する書類

(3) 松原市青色防犯パトロール車両購入事業計画書(様式第2号)

(4) 松原市青色防犯パトロール車両購入事業予算書(様式第3号)

(5) 車両購入補助対象経費に係る見積書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(車両購入補助金の交付の決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、車両購入補助金を交付することが適当と認めるときは、松原市青色防犯パトロール車両購入補助金交付決定通知書(様式第4号)により、車両購入補助金を交付することが適当でないと認めるときは、松原市青色防犯パトロール車両購入補助金不交付決定通知書(様式第5号)により車両購入補助申請団体に通知をするものとする。

(維持管理補助金の交付申請)

第9条 維持管理補助金の交付を受けようとする補助対象団体(以下「維持管理補助申請団体」という。)は、松原市青色防犯パトロール車両維持管理補助金交付申請書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請団体の役員名簿
- (2) 青色防犯パトロール適格団体証明に係る証明書の写し
- (3) 青色防犯パトロール車の自動車検査証の写し
- (4) 松原市青色防犯パトロール車両維持管理事業計画書(様式第7号)
- (5) 松原市青色防犯パトロール車両維持管理事業見積書(様式第8号)
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(維持管理補助金の交付の決定等)

第10条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、維持管理補助金を交付することが適当と認めるときは、松原市青色防犯パトロール車両維持管理補助金交付決定通知書(様式第9号)により、維持管理補助金を交付することが適当でないと認めるときは、松原市青色防犯パトロール車両維持管理補助金不交付決定通知書(様式第10号)により維持管理補助申請団体に通知をするものとする。

(車両購入補助金の申請内容の変更及び中止等)

第11条 車両購入補助金の交付の決定を受けた団体は、次に掲げる場合には、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 車両購入補助事業(第7条第1項第3号の松原市青色防犯パトロール車両購入事業計画書に記載された事業をいう。以下同じ。)の内容の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をしようとする場合
- (2) 車両購入補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(状況報告)

第12条 車両購入補助金の交付の決定を受けた団体は、車両購入補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(車両購入補助金の実績報告書)

第13条 車両購入補助金の交付の決定を受けた団体は、当該交付の決定を受けた年度の末日までに、松原市青色防犯パトロール車両購入事業実績報告書(様式第11号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 青色防犯パトロール車両の購入に係る全ての請求書及び領収書の写し

(2) 松原市青色防犯パトロール車両購入事業決算書(様式第12号)

(3) 青色防犯パトロール適格団体証明に係る証明書の写し(交付申請の際に提出していなかった場合に限る。)

(4) 「自主防犯活動用自動車」の記載がある青色防犯パトロール車両の自動車検査証の写し

(5) 大阪府より交付された青色防犯パトロール実施者証の所持者名簿

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(維持管理補助金の実績報告書)

第14条 維持管理補助金を申請する団体は、年度の末日までに、松原市青色防犯パトロール車両維持管理事業実績報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 松原市青色防犯パトロール車両維持管理事業決算書(様式第14号)

(2) 松原市青色防犯パトロール車両維持管理事業月報(様式第15号)

(3) 維持管理補助対象経費に係る領収書等の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の請求)

第15条 車両購入補助金又は維持管理補助金の交付の決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)は、補助金を請求するときは、市長が指定する日までに、市長が別に定める請求書によって行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助団体が偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助団体が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要

綱に違反したとき。

(3) 補助団体が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は松原市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助を行うことにつき適当でないと認めたととき。

2 市長は、前項の規定により決定の取消しを行う場合は、松原市青色防犯パトロール車両購入・維持管理補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（財産の管理等）

第18条 車両購入補助金の交付を受けた団体（以下「車両購入補助団体」という。）は、車両購入補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については車両購入補助金の交付後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（財産の処分の制限）

第19条 車両購入補助団体は、取得財産を市長の承認を受けないで、車両購入補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、車両購入補助団体が車両購入補助金の全部に相当する額を市に納付した場合又は車両購入補助金の交付を受けてから5年を経過した場合は、この限りではない。

2 市長は、やむを得ない事情があることを認め、前項の承認を行う場合において、当該承認を行った財産の処分により車両購入補助団体に収入があり、又はあると見込まれるときは、特に勘案すべき事情がある場合を除き、当該収入を市に納付させるものとする。

（書類の保管等）

第20条 車両購入補助団体は、車両購入補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、それらの帳簿及び書類を当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

2 車両購入補助団体は、車両購入補助事業に係る活動に関し、車両購入補助金の交付を受けた年度から起算して5年間、松原市青色防犯パトロール車両維持管理月報を毎年3月末日までに市長に提出しなければならない。なお、当該団体が維持管理補助金の実績報告をしている場合は、重ねて提出することを要さない。

(実施の細目)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施し、改正後の松原市青色防犯パトロール車両購入及び維持管理事業補助金交付要綱の規定は、同日以後に申請された補助金の交付について適用する。

別表（第3条、第6条関係）

経費区分	内容	上限額
燃料費	ガソリン代	なし
装備品費	ドライブレコーダー (購入費、取付工賃及び記録媒体を含む)	30,000円を上限
	その他青色防犯パトロール活動に必要な物品	
車両整備費	車両の整備及び修繕並びに車検代、重量税、自賠責保険等の経費	200,000円を上限
保険料	任意保険代	
駐車場賃貸料	車両に関する駐車場賃貸料	100,000円を上限